

令和2年度 観光客の利便性・満足度向上事業（観光施設等のトイレの洋式化）

本県を訪れる外国人観光客の増加等を受け、観光客の方々に快適に過ごしていただくための受入環境の整備の一環として、観光施設等のトイレの洋式化を推進するため、その整備に要する経費の一部を補助する。

当協会としては、事業者に対し、より一層トイレの洋式化を促進するため、国の補助と併用できるものとする。

- 1 対象事業 訪日外国人旅行者が自由に利用できる観光施設等の無料の公衆トイレ
- 2 対象事業者 地方公共団体、民間事業者及び協議会等
- 3 対象範囲
「観光スポット」(※1)の内、周囲、アクセス経路
(※1) 訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている(と推定される)観光施設等を言う。
- 4 補助率 1/3 ただし、1施設20万円を上限とする。
- 5 対象経費

〈基本整備項目〉

- ① 和式便器の洋式化
- ② 洋式便器の増設
- ③ 洋式便器の旧式から新式への交換(温水洗浄便座は必須)
- ④ 洋式便器の新設(建替、増築、新築時)

〈追加整備項目(基本整備項目実施の場合に限る。)〉

- ① 温水洗浄便座、暖房便座
- ② ハンドドライヤー
- ③ 洗面器(自動水洗化等)
- ④ 案内標識(多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等) 等

【補助イメージ】

国の補助を併用する場合

国の補助	協会の補助	事業者負担
1/3	1/3	1/3

← 公費補助 →

協会だけの補助の場合

協会の補助	事業者負担
1/3	2/3

← 公費補助 →